

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5469 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 5月18日 水曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 役員に対する経済的利益

Q：役員に対する経済的利益は、給与課税の対象になるそうですが、どのような取扱いになっているのですか？

A：次のようになっています。

【解説】

経済的な利益とは、次のようなものをいい、給与課税の対象になることとなっています。

- ①資産を贈与した場合におけるその資産の時価
- ②資産を時価より低額で譲渡した場合における時価と譲渡価額との差額
- ③債権を放棄し又は免除した場合における債権の放棄額等
- ④無償又は低額で居住用土地又は家屋の提供をした場合における通常收受すべき賃貸料と実際に徴収した賃貸料の額との差額
- ⑤無利息又は低率で金銭の貸付けをした場合における通常收受すべき利息と実際に徴収した利息との差額
- ⑥役員等を被保険者及び保険金受取人とする生命保険契約の保険料の全部又は一部を負担した場合における保険料の負担額

ただし、所得税法上経済的な利益として課税されないものは、給与として扱われません。

ところで、この経済的利益が法人の損金に算入されるかどうかですが、これについては、その経済的利益の額が毎月おおむね一定している場合には定期同額給与に該当し、損金の額に算入されますが、その他の場合には、損金の額に算入されないこととなっています。

